

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改正後	改正前
<p>B 基本ガイドライン</p> <p>（新株予約権無償割当てに係る募集について）</p> <p>2-3 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当て（8-3及び15-5において「新株予約権無償割当て」という。）については、新株予約権証券の取得勧誘に該当することに留意する。</p> <p>5-7-3 5-7-2は、有価証券届出書の様式中「新規発行株式」の「内容」の欄、「発行済株式」の「内容」の欄又は「新株予約権等の状況」の欄に行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載する場合に準用する。</p> <p>5-9 開示府令第二号様式記載上の注意(13)kの規定により「財務上の特約」の欄を記載する場合には、おおむね次のとおりとする。 ①・②（略）</p> <p>5-12 開示府令第二号様式記載上の注意(25) aの規定により最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移を記載する場合には、連結財務諸表が作成されている連結会計年度について記載するものとする。また、同様式記載上の注意(25) a及びbの規定により連結キャッシュ・フロー計算書又はキャッシュ・フロー計算書上の指標を記載する場合には、連結キャッシュ・フロー計算書又はキャッシュ・フロー計算書が作成されている連結会計年度又は事業年度について記載するものとする。開示府令第二号の四様式から第二号の七様式までの「主要な経営指標等の推移」の記載についても同様とする。ただし、第二号の六様式の「統合財務情報」については、同様式記載上の注意により記載しなければならないことに留意する。</p> <p>5-15 役員・従業員持株会に株式を譲渡する場合の取扱いに当たっては、おおむね次のような条件に合致している場合には、役員・従業員持株会を一人株主として取り扱うことができることに留意する。 ①～③（略）</p> <p>5-16 開示府令第二号様式記載上の注意(45) cに規定する「議決権制限株式（自己株式等）」及びeに規定する「完全議決権株式（自己株式等）」の記載に当たっては、株主名簿上の名義により形式的に自己株式等に該当するか否かを判断するのではなく、所有状況の実態に即して実質的に判断することに留意する。</p> <p>5-17 開示府令第二号様式記載上の注意(33) aに規定する「その他の経営上の重要な契約」に該当するか否かの判断に当たっては、次の点に特に留意するものとする。 ①～④（略）</p> <p>5-18 開示府令第二号様式記載上の注意(36) aに規定する「所在地」の記載に当たっては、市区町村までの記載で差し支えないことに留意する。</p> <p>5-19 開示府令第二号様式記載上の注意(36) b及びcに規定する「設備（賃借しているものを含む。）及び「賃借している設備」には、リース資産を含むことに留意する。</p> <p>5-19-2 開示府令第二号様式記載上の注意(56) a(c)に規定する「提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係」には、社外取締役又は社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、</p>	<p>B 基本ガイドライン</p> <p>（新株予約権無償割当てに係る募集について）</p> <p>2-3 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当て（8-3及び15-6において「新株予約権無償割当て」という。）については、新株予約権証券の取得勧誘に該当することに留意する。</p> <p>5-7-3 5-7-2は、有価証券届出書の様式中「新規発行株式」の「内容」の欄、「発行済株式」の「内容」の欄又は「新株予約権等の状況」の欄の欄外に行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載する場合に準用する。</p> <p>5-9 開示府令第二号様式記載上の注意(13)kの規定により「財務上の特約」の欄を記載する場合には、おおむね次のとおりとする。 ①・②（略）</p> <p>5-12 開示府令第二号様式記載上の注意(25) aの規定により最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移を記載する場合には、連結財務諸表が作成されている連結会計年度について記載するものとする。また、同様式記載上の注意(25) a及びbの規定により連結キャッシュ・フロー計算書又はキャッシュ・フロー計算書上の指標を記載する場合には、連結キャッシュ・フロー計算書又はキャッシュ・フロー計算書が作成されている連結会計年度又は事業年度について記載するものとする。開示府令第二号の四様式から第二号の七様式までの「主要な経営指標等の推移」の記載についても同様とする。ただし、第二号の六様式の「統合財務情報」については、同様式記載上の注意により記載しなければならないことに留意する。</p> <p>5-15 従業員持株会への株式を譲渡する場合の取扱いに当たっては、おおむね次のような条件に合致している場合には、従業員持株会を一人株主として取り扱うことができることに留意する。 ①～③（略）</p> <p>5-16 開示府令第二号様式記載上の注意(46) cに規定する「議決権制限株式（自己株式等）」及びeに規定する「完全議決権株式（自己株式等）」の記載に当たっては、株主名簿上の名義により形式的に自己株式等に該当するか否かを判断するのではなく、所有状況の実態に即して実質的に判断することに留意する。</p> <p>5-17 開示府令第二号様式記載上の注意(34) cに規定する「その他の経営上の重要な契約」に該当するか否かの判断に当たっては、次の点に特に留意するものとする。 ①～④（略）</p> <p>5-18 開示府令第二号様式記載上の注意(38) aに規定する「所在地」の記載に当たっては、市区町村までの記載で差し支えないことに留意する。</p> <p>5-19 開示府令第二号様式記載上の注意(38) b及びcに規定する「設備（賃借しているものを含む。）及び「賃借している設備」には、リース資産を含むことに留意する。</p> <p>5-19-2 開示府令第二号様式記載上の注意(57) a(c)に規定する「提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係」には、社外取締役又は社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人であ</p>

又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係が含まれることに留意する。

5-19-3 開示府令第二号様式記載上の注意(56) a(c)に規定する「提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係」の記載に当たっては、本邦の金融商品取引所に上場する有価証券の発行者に対し、当該金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項を参考にする事ができることに留意する。

5-20 開示府令第二号様式記載上の注意(58) eに規定する「特段の取組み」とは、例えば、次のような取組みをいう。

- ① (略)
- ② 指定国際会計基準又は修正国際基準により適正な財務諸表等を作成するための社内規定、マニュアル、指針等の整備及びこのための社内組織（例えば、情報管理委員会、特別に設置するタスクフォース）の設置

(四半期情報において遡及適用等を行った場合の注記)

5-21-2 開示府令第二号様式記載上の注意(65) c及びdの規定による最近連結会計年度における各四半期連結累計期間及び最近連結会計年度に係る同様式記載上の注意(65) c(a)から(g)までに掲げる項目及びdに規定するc(d)に掲げる項目の金額又は同様式記載上の注意(73) d及びeの規定による最近事業年度における各四半期累計期間及び最近事業年度に係る同様式記載上の注意(73) d(a)から(g)までに掲げる項目及びeに規定するd(d)に掲げる項目の金額の記載において、最近連結会計年度の最初の四半期連結累計期間の次の四半期連結累計期間以後の四半期連結累計期間又は最近事業年度の最初の四半期累計期間の次の四半期累計期間以後の四半期累計期間において四半期連結財務諸表規則第2条第44号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第39号に規定する遡及適用、四半期連結財務諸表規則第2条第45号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第40号に規定する修正再表示又は四半期連結財務諸表規則第2条第23号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第18号に規定する企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、その旨を注記しなければならない。

5-22 定款において不動産の売買に関する事業を会社の目的としている会社が、たな卸資産としての土地を所有している場合には、開示府令第二号様式記載上の注意(72) cに規定する「主な内訳」として、貸借対照表に掲げる科目ごとにその土地の金額及び面積を記載し、さらにその主な内訳を地域別等適宜な方法により記載するものとする。

(公衆縦覧書類の記載)

5-22-2 開示府令第二号様式記載上の注意(76) aに規定する「法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること」の記載に当たっては、当該書類が届出書提出日現在において、法第25条第1項各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に掲げる書類の公衆縦覧期間を経過していないものに限られることに留意する（第二号の四様式、第二号の五様式、第二号の六様式、第二号の七様式、第七号様式及び第七号の四様式に関する取扱いについて準用する。）。

5-23 他社株式転換可能債券の届出をする場合には、転換先株式の発行会社が開示府令第二号様式記載上の注意(80)に規定する「投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社」に該当することに留意し、「当該会社の情報の開示を必要とする理由」には、おおむね次のような記載をするものとする。

「平成〇年〇月〇日発行の他社株式転換可能債券（券面総額〇〇億円、発行価額の総額〇〇億円）の償還は、〇〇の条件で〇〇会社発行の普通株式により行われるため、以下に〇〇会社の企業情報を記載しております。」

る、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係が含まれることに留意する。

5-19-3 開示府令第二号様式記載上の注意(57)のa(c)に規定する「提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係」の記載に当たっては、本邦の金融商品取引所に上場する有価証券の発行者に対し、当該金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項を参考にする事ができることに留意する。

5-20 開示府令第二号様式記載上の注意(59)のeに規定する「特段の取組み」とは、例えば、次のような取組みをいう。

- ① (略)
- ② 指定国際会計基準又は修正国際基準により適正な財務諸表等を作成するための社内規定、マニュアル、指針等の整備及びこのための社内組織（例えば、情報管理委員会、特別に設置するタスクフォース）の設置

(四半期情報において遡及適用等を行った場合の注記)

5-21-2 開示府令第二号様式記載上の注意(66) c及びdの規定による最近連結会計年度における各四半期連結累計期間及び最近連結会計年度に係る同様式記載上の注意(66) c(a)から(g)までに掲げる項目及びdに規定するc(d)に掲げる項目の金額又は同様式記載上の注意(74) d及びeの規定による最近事業年度における各四半期累計期間及び最近事業年度に係る同様式記載上の注意(74) d(a)から(g)までに掲げる項目及びeに規定するd(d)に掲げる項目の金額の記載において、最近連結会計年度の最初の四半期連結累計期間の次の四半期連結累計期間以後の四半期連結累計期間又は最近事業年度の最初の四半期累計期間の次の四半期累計期間以後の四半期累計期間において四半期連結財務諸表規則第2条第44号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第39号に規定する遡及適用、四半期連結財務諸表規則第2条第45号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第40号に規定する修正再表示又は四半期連結財務諸表規則第2条第23号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第18号に規定する企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、その旨を注記しなければならない。

5-22 定款において不動産の売買に関する事業を会社の目的としている会社が、たな卸資産としての土地を所有している場合には、開示府令第二号様式記載上の注意(73)のcに規定する「主な内訳」として、貸借対照表に掲げる科目ごとにその土地の金額及び面積を記載し、さらにその主な内訳を地域別等適宜な方法により記載するものとする。

(公衆縦覧書類の記載)

5-22-2 開示府令第二号様式記載上の注意(77)のaに規定する「法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること」の記載に当たっては、当該書類が届出書提出日現在において、法第25条第1項各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に掲げる書類の公衆縦覧期間を経過していないものに限られることに留意する（第二号の四様式、第二号の五様式、第二号の六様式、第二号の七様式、第七号様式及び第七号の四様式に関する取扱いについて準用する。）。

5-23 他社株式転換可能債券の届出をする場合には、転換先株式の発行会社が開示府令第二号様式記載上の注意(81)に規定する「投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社」に該当することに留意し、「当該会社の情報の開示を必要とする理由」には、おおむね次のような記載をするものとする。

「平成〇年〇月〇日発行の他社株式転換可能債券（券面総額〇〇億円、発行価額の総額〇〇億円）の償還は、〇〇の条件で〇〇会社発行の普通株式により行われるため、以下に〇〇会社の企業情報を記載しております。」

(償還の原資が返済金であると認められる場合)

5-23-2 新規発行による手取金を主として特定の他の会社等に対する出資又は貸付等により、当該他の会社等に融通しようとする場合、発行者又は当該他の会社等の経営状況等に鑑み、当該他の会社等が開示府令第2号様式記載上の注意(8)に規定する「投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社」に該当する可能性があることに留意し、「当該会社の情報の開示を必要とする理由」には、例えば次のような記載をするものとする。

「平成〇年〇月〇日発行の社債券(券面総額〇〇億円、発行価額の総額〇〇億円)の償還は、〇〇会社に対し〇〇の条件で貸し付けた資金の返済金を原資として行われ、当該〇〇会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等の企業情報が、投資判断上、重要な事項であると考えられるため、以下に〇〇会社の情報を記載しております。」

(追完情報)

5-25 開示府令第2号の二様式記載上の注意(2)gに規定する「当該自己株式の取得状況等」を法第24条の6第1項の規定による自己株券買付状況報告書の記載事項に準じて記載するに当たっては、以下の事項に留意するものとする。

①・② (略)

③ 同様式記載上の注意2(3)に規定する「自己株式取得の進捗状況」欄には、「報告月における取得自己株式」欄の株式数及び価額の総額を「株主総会での決議状況」欄の株式数及び価額の総額で除して計算した割合を記載するものとする。

ただし、自己株券買付状況報告書の提出後、当該有価証券届出書の提出日までの間に、株主総会決議による自己株式の取得がされておらず、かつ、取得自己株式の処理状況に変化がない場合には、その旨及び直近に提出した自己株券買付状況報告書の内容を記載することができる。

(追完情報又は参照情報の「事業等のリスク」の記載)

5-25-2 開示府令第2号の二様式記載上の注意(2)c又は開示府令第2号の三様式記載上の注意(2)cに規定する「事業等のリスク」について変更その他の事由の記載に当たっては、有価証券報告書(四半期報告書及び半期報告書を含む。)に記載された事項についても再掲することができる。ただし、その場合は注記においてその旨の記載を要する。

5-33 開示府令第2号の四様式記載上の注意(2)bに規定する「その他の募集に当たっての重要な事項」とは、上場申請又は登録申請の受理の取消し等の措置に関する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等をいう。

5-34 開示府令第2号の四様式記載上の注意(3)c及び(8)cに規定する「入札に参加できない者」の記載に当たっては、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等で規定する入札に参加できない者を列記するものとする。

5-35 開示府令第2号の四様式記載上の注意(4)c及び(9)cに規定する「申込みに参加できない者」の記載に当たっては、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等で規定する入札によらない募集又は売出しに係る株式を取得させはならない者を列記するものとする。

5-36 開示府令第2号の四様式記載上の注意(11)bの規定に従い「主要な経営指標等の推移」の欄に「会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値」を記載する場合には、記載の根拠となった法令が異なっていることを分かりやすく記載するため、「主要な経営指標等の推移」を1つの表として記載するのではなく、根拠法令が金融商品取引法である部分と会社法である部分とに区分した上で、これ

(償還の原資が返済金であると認められる場合)

5-23-2 新規発行による手取金を主として特定の他の会社等に対する出資又は貸付等により、当該他の会社等に融通しようとする場合、発行者又は当該他の会社等の経営状況等に鑑み、当該他の会社等が開示府令第2号様式記載上の注意(8)に規定する「投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社」に該当する可能性があることに留意し、「当該会社の情報の開示を必要とする理由」には、例えば次のような記載をするものとする。

「平成〇年〇月〇日発行の社債券(券面総額〇〇億円、発行価額の総額〇〇億円)の償還は、〇〇会社に対し〇〇の条件で貸し付けた資金の返済金を原資として行われ、当該〇〇会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等の企業情報が、投資判断上、重要な事項であると考えられるため、以下に〇〇会社の情報を記載しております。」

(追完情報)

5-25 開示府令第2号の二様式記載上の注意(2)gに規定する「当該自己株式の取得状況等」を法第24条の6第1項の規定による自己株券買付状況報告書の記載事項に準じて記載するに当たっては、以下の事項に留意するものとする。

①・② (略)

③ 同様式記載上の注意2(3)に規定する「自己株式取得の進捗状況」欄には、「報告月における取得自己株式」欄の株式数及び価額の総額を「株主総会での決議状況」欄の株式数及び価額の総額で除して計算した割合を記載するものとする。

ただし、自己株券買付状況報告書の提出後、当該有価証券届出書の提出日までの間に、株主総会決議による自己株式の取得がされておらず、かつ、取得自己株式の処理状況に変化がない場合には、その旨及び直近に提出した自己株券買付状況報告書の内容を記載することができる。

(追完情報又は参照情報の「事業等のリスク」の記載)

5-25-2 開示府令第2号の二様式記載上の注意(2)c又は開示府令第2号の三様式記載上の注意(2)cに規定する「事業等のリスク」について変更その他の事由の記載に当たっては、有価証券報告書(四半期報告書及び半期報告書を含む。)に記載された事項についても再掲することができる。ただし、その場合は注記においてその旨の記載を要する。

5-33 開示府令第2号の四様式記載上の注意(2)bに規定する「その他の募集に当たっての重要な事項」とは、上場申請又は登録申請の受理の取消し等の措置に関する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等をいう。

5-34 開示府令第2号の四様式記載上の注意(3)c及び(8)cに規定する「入札に参加できない者」の記載に当たっては、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等で規定する入札に参加できない者を列記するものとする。

5-35 開示府令第2号の四様式記載上の注意(4)c及び(9)cに規定する「申込みに参加できない者」の記載に当たっては、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等で規定する入札によらない募集又は売出しに係る株式を取得させはならない者を列記するものとする。

5-36 開示府令第2号の四様式記載上の注意(11)bの規定に従い「主要な経営指標等の推移」の欄に「会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値」を記載する場合には、記載の根拠となった法令が異なっていることを分かりやすく記載するため、「主要な経営指標等の推移」を1つの表として記載するのではなく、根拠法令が金融商品取引法である部分と会社法である部分とに区分した上で、こ

らと並べた表を記載しなければならないことに留意する。

5-38 開示府令第二号の四様式記載上の注意(23)、(24) a 及び(25) a (a)に規定する「最近事業年度の末日の2年前の日」とは最近事業年度の末日の2年前の応当日の翌日を、同様式記載上の注意(25) c (a)及び(b)に規定する「最近事業年度の末日の1年前の日」とは最近事業年度の末日の1年前の応当日の翌日をいうものとする。

5-39 開示府令第二号の四様式記載上の注意(24) bに規定する「株式等の移動」には、相続、合併による株式等の包括承継が含まれることに留意する。

5-40 開示府令第二号の四様式記載上の注意(24) hに規定する「1株当たりの株価の算定根拠等」の記載に当たっては、当該価格と入札を行う場合の下限価格の算定方法と同一の類似会社比準方式により算出した価格とを比較した場合には、その結果についても記載するものとする。

5-41 開示府令第二号の四様式記載上の注意(25) a (e)に規定する「保有期間等に関する確約」の記載に当たっては、株券等の預託金融商品取引業者（株券等を預託しない場合にはその旨）、保有期間等について記載するものとする。

5-42 開示府令第二号の四様式記載上の注意(25) c (a)及び(b)に規定する「返還を受けた場合」とは、株券等の預託金融商品取引業者から預託株券等の返還を受けた場合をいう。

(経営成績の概要等の記載)

5-43 開示府令第二号の四様式記載上の注意(16)又は(21) b (a)から(d)までに規定する「経営成績の概要」が有価証券届出書提出時点において記載できない場合は、遅くとも発行価格等に係る仮条件を投資者に提示すると同時に訂正する必要があることに留意し、その場合、あらかじめその旨を当初提出する有価証券届出書に注記するものとする。

7-1 法第7条第1項に規定する「届出書類の記載すべき重要な事項の変更」とは、例えば次のような場合に該当することをいう。

- ① (略)
- ② 「新規発行による手取金の使途」、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画」等について投資判断に重要な影響を及ぼすような変更があった場合

7-7 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第7条第1項後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。

ただし、法第4条第4項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対して行われる場合」でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。

- ① 「新規発行による手取金の使途」、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画」等について投資判断に重要な影響を及ぼすような変更があった場合
- ②～⑩ (略)
- ⑪ 有価証券届出書の記載事項中「経理の状況」につき、開示府令第二号様式記載上の注意(73)各号の一に該当することとなった場合

れらと並べた表を記載しなければならないことに留意する。

5-38 開示府令第二号の四様式記載上の注意(23)、(24)の a 及び(25)の a (a)に規定する「最近事業年度の末日の2年前の日」とは最近事業年度の末日の2年前の応当日の翌日を、同様式記載上の注意(25)の c (a)及び(b)に規定する「最近事業年度の末日の1年前の日」とは最近事業年度の末日の1年前の応当日の翌日をいうものとする。

5-39 開示府令第二号の四様式記載上の注意(24)の bに規定する「株式等の移動」には、相続、合併による株式等の包括承継が含まれることに留意する。

5-40 開示府令第二号の四様式記載上の注意(24)の hに規定する「1株当たりの株価の算定根拠等」の記載に当たっては、当該価格と入札を行う場合の下限価格の算定方法と同一の類似会社比準方式により算出した価格とを比較した場合には、その結果についても記載するものとする。

5-41 開示府令第二号の四様式記載上の注意(25)の a (e)に規定する「保有期間等に関する確約」の記載に当たっては、株券等の預託金融商品取引業者（株券等を預託しない場合にはその旨）、保有期間等について記載するものとする。

5-42 開示府令第二号の四様式記載上の注意(25)の c (a)及び(b)に規定する「返還を受けた場合」とは、株券等の預託金融商品取引業者から預託株券等の返還を受けた場合をいう。

(業績の概要等の記載)

5-43 開示府令第二号の四様式記載上の注意(16)又は(21)の b (a)から(d)までに規定する「業績の概要」が有価証券届出書提出時点において記載できない場合は、遅くとも発行価格等に係る仮条件を投資者に提示すると同時に訂正する必要があることに留意し、その場合、あらかじめその旨を当初提出する有価証券届出書に注記するものとする。

7-1 法第7条第1項に規定する「届出書類の記載すべき重要な事項の変更」とは、例えば次のような場合に該当することをいう。

- ① (略)
- ② 「新規発行による手取金の使途」、「事業等のリスク」、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「重要な設備の新設、拡充、改修、除却又は売却等の計画」等について投資判断に重要な影響を及ぼすような変更があった場合

7-7 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第7条第1項後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。

ただし、法第4条第4項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対して行われる場合」でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。

- ① 「新規発行による手取金の使途」、「事業等のリスク」、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「重要な設備の新設、拡充、改修、除却又は売却等の計画」等について投資判断に重要な影響を及ぼすような変更があった場合
- ②～⑩ (略)
- ⑪ 有価証券届出書の記載事項中「経理の状況」につき、開示府令第二号様式記載上の注意(74)の各号の一に該当することとなった場合

⑱・㉑ (略)

(訂正を要しない事項)

23 の 4-4 開示府令第十一号の三様式記載上の注意3(e)に掲げる訂正発行登録書の提出理由のうち「引受人の異動」については、単なる名称変更は含まれないことに留意する。

(訂正発行登録書の記載)

23 の 4-5 開示府令第十一号の三様式記載上の注意3(e)により訂正発行登録書を提出する場合は、投資者の理解が容易となるように、訂正前及び訂正後の内容を記載する等の方法により、訂正内容を記載することに留意する。

24-8 開示府令第三号様式記載上の注意(26) i)に規定する「保有期間等に関する確約」とは、株式公開前の第三者割当等による株式等の発行に関して、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等により、当該取得者が当該株式等を公開後一定期間保有すること等についての確約をいうことに留意する。

24-9 開示府令第三号様式記載上の注意(26) i)の記載に当たっては、当該取得者による株式の移動が行われなかった場合にも、その旨記載することに留意する。

(様式上の記載項目)

24 の 4 の 7-8 開示府令第四号の三様式記載上の注意16 a)の規定により「議決権の状況」を記載する場合には、各四半期会計期間の末日現在の状況を記載することができない場合には、各四半期会計期間の末日の直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載することができる。

(最初に提出する半期報告書の記載上の特例)

24 の 5-6 法第 24 条の 5 第 1 項の規定により提出する半期報告書であって、最初に提出するもの (24 の 5-1 のただし書により半期報告書を提出しなかった事業年度の次の事業年度に係る半期報告書を含む。) の記載に当たっては、開示府令第五号様式第一部中「第 2 事業の状況」及び「第 5 経理の状況」、開示府令第五号の二様式第一部中「第 2 事業の状況」及び「第 4 経理の状況」又は開示府令第十号様式第一部中「第 3 事業の状況」及び「第 6 経理の状況」における前年同期末との対比は要しないものとする。

C 個別ガイドライン

I 「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン

1 開示府令第二号様式記載上の注意(31) a)、第四号の三様式記載上の注意(7) a)及び第五号様式記載上の注意(10) a)に規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。

(1) (略)

(2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動に係るもの

a 当社グループの主要製品(売上高の〇〇%)及びそれに使用される原材料は国際商品市況に大きく影響され、それにより当社グループの過去の経営成績も下のグラフのように大きく変動している(製品市況、原材料市況、当該会社の経営成績についてグラフ表示)。

b (略)

c 当社グループの輸出比率は、平成〇年〇月期〇〇%、平成〇年〇月期〇〇%、平成〇年〇月期中(平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで)〇〇%と高くなってきている。このため、為替予約等によ

⑱・㉑ (略)

(訂正を要しない事項)

23 の 4-4 開示府令第十一号の三様式「記載上の注意3(f)」に掲げる訂正発行登録書の提出理由のうち「引受人の異動」については、単なる名称変更は含まれないことに留意する。

(訂正発行登録書の記載)

23 の 4-5 開示府令第十一号の三様式記載上の注意3(f)により訂正発行登録書を提出する場合は、投資者の理解が容易となるように、訂正前及び訂正後の内容を記載する等の方法により、訂正内容を記載することに留意する。

24-8 開示府令第三号様式「記載上の注意(26)の i)」に規定する「保有期間等に関する確約」とは、株式公開前の第三者割当等による株式等の発行に関して、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等により、当該取得者が当該株式等を公開後一定期間保有すること等についての確約をいうことに留意する。

24-9 開示府令第三号様式「記載上の注意(26)の i)」の記載に当たっては、当該取得者による株式の移動が行われなかった場合にも、その旨記載することに留意する。

(様式上の記載項目)

24 の 4 の 7-8 開示府令第四号の三様式記載上の注意16 a)の規定により「議決権の状況」を記載する場合には、各四半期会計期間の末日現在の状況を記載することができない場合には、各四半期会計期間の末日の直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載することができる。

(最初に提出する半期報告書の記載上の特例)

24 の 5-6 法第 24 条の 5 第 1 項の規定により提出する半期報告書であって、最初に提出するもの (24 の 5-1 のただし書により半期報告書を提出しなかった事業年度の次の事業年度に係る半期報告書を含む。) の記載に当たっては、開示府令第五号様式第一部中「第 2 事業の状況」及び「第 5 経理の状況」、開示府令第五号の二様式第一部中「第 2 事業の状況」及び「第 4 経理の状況」又は開示府令第十号様式第一部中「第 3 事業の状況」及び「第 6 経理の状況」における前年同期末との対比は要しないものとする。

C 個別ガイドライン

I 「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン

1 開示府令第二号様式記載上の注意(33) a)、第四号の三様式記載上の注意(7) a)及び第五号様式記載上の注意(11-2) a)に規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。

(1) (略)

(2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動に係るもの

a 当社グループの主要製品(売上高の〇〇%)及びそれに使用される原材料は国際商品市況に大きく影響され、それにより当社グループの過去の業績も下のグラフのように大きく変動している(製品市況、原材料市況、当該会社の業績についてグラフ表示)。

b (略)

c 当社グループの輸出比率は、平成〇年〇月期〇〇%、平成〇年〇月期〇〇%、平成〇年〇月期中(平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで)〇〇%と高くなってきている。このため、為替予約等によ

るリスクヘッジを行っているが、当社グループの経営成績は為替変動の影響を強く受けてきている。

(3)～(11) (略)

2 開示府令第二号様式記載上の注意(31) b、第四号の三様式記載上の注意(7) b及び第五号様式記載上の注意(10) bに規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」については、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。

このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」は、おおむね以下に掲げる事象又は状況（これらに限るものではないことに留意する。）が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。

(1)～(20) (略)

## II 「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に関する取扱いガイドライン

開示府令第二号様式記載上の注意(32) a (f)、第四号の三様式記載上の注意(8) b及び第五号様式記載上の注意(11) a (d)に規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容（実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。）を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある（ただし、これらに限るものではないことに留意する。）。

(1)～(4) (略)

## III 「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドライン

第三者割当（開示府令第 19 条第 2 項第 1 号フに規定する第三者割当をいう。以下、C個別ガイドラインIIIにおいて同じ。）に係る届出書について、財務局が必要に応じ、特に重点的に行う審査の内容は、以下のとおりとする。

### (1) 審査対象先

審査を行う対象については、上場会社の提出する届出書を中心とし、第三者割当の内容が以下に掲げる事項に該当するものとする。

① 大規模な第三者割当（第二号様式記載上の注意(23-6)「大規模な第三者割当に関する事項」に該当するものをいう。以下、C個別ガイドラインIIIにおいて同じ。）に該当する場合（ただし、資本提携又はグループ企業による株式の引受けの実態を有することが明らかなものを除く。）

(注) ただし書きに該当しない純投資又は資金調達目的での大規模な第三者割当の場合、第二号様式記載上の注意(23-3) e「株券等の保有方針」、同(23-4)「株券等の譲渡制限」における記載内容及び以下の(1)③に列挙する事由への該当性の有無等の実態を考慮して、審査の必要性を判断することに留意する。

②～④ (略)

### (2) 審査要領

第二号様式の記載上の注意について、審査を行う場合は、以下の審査要領に従い実施する。

なお、審査に際しては、必要に応じて当該届出書の提出者に具体的な説明を求めるとするが、個人等の秘密に関する事項等の記載については、十分配慮することに留意する。

① (略)

② 割当予定先の状況

割当予定先の状況については、割当予定先が真に実在するか等が、必要に応じ資料等により確認され、実態に即した記載となっているかという観点から、記載内容を審査するほか、以下の項目により審査を行うこととする。

るリスクヘッジを行っているが、当社グループの業績は為替変動の影響を強く受けてきている。

(3)～(11) (略)

2 開示府令第二号様式記載上の注意(33) b、第四号の三様式記載上の注意(7) b及び第五号様式記載上の注意(11-2) bに規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」については、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。

このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」は、おおむね以下に掲げる事象又は状況（これらに限るものではないことに留意する。）が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。

(1)～(20) (略)

## II 「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に関する取扱いガイドライン

開示府令第二号様式記載上の注意(36) b、第四号の三様式記載上の注意(9) b及び第五号様式記載上の注意(13-2) bに規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容（実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。）を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある（ただし、これらに限るものではないことに留意する。）。

(1)～(4) (略)

## III 「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドライン

第三者割当（開示府令第 19 条第 2 項第 1 号フに規定する第三者割当をいう。以下、C個別ガイドラインIIIにおいて同じ。）に係る届出書について、財務局が必要に応じ、特に重点的に行う審査の内容は、以下のとおりとする。

### (1) 審査対象先

審査を行う対象については、上場会社の提出する届出書を中心とし、第三者割当の内容が以下に掲げる事項に該当するものとする。

① 大規模な第三者割当（第二号様式記載上の注意(23-6)大規模な第三者割当に関する事項に該当するものをいう。以下、C個別ガイドラインIIIにおいて同じ。）に該当する場合（ただし、資本提携又はグループ企業による株式の引受けの実態を有することが明らかなものを除く。）

(注) ただし書きに該当しない純投資又は資金調達目的での大規模な第三者割当の場合、第二号様式記載上の注意同(23-3) e「株券等の保有方針」、同(23-4)「株券等の譲渡制限」における記載内容及び以下の(1)③に列挙する事由への該当性の有無等の実態を考慮して、審査の必要性を判断することに留意する。

②～④ (略)

### (2) 審査要領

第二号様式の記載上の注意について、審査を行う場合は、以下の審査要領に従い実施する。

なお、審査に際しては、必要に応じて当該届出書の提出者に具体的な説明を求めるとするが、個人等の秘密に関する事項等の記載については、十分配慮することに留意する。

① (略)

② 割当予定先の状況

割当予定先の状況については、割当予定先が真に実在するか等が、必要に応じ資料等により確認され、実態に即した記載となっているかという観点から、記載内容を審査するほか、以下の項目により審査を行うこととする。

イ. 割当予定先の概要

第二号様式記載上の注意(23-3) a 「割当予定先の概要」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。

a (略)

b. 同(23-3) a (a)に規定する個人の職業について、勤務先がある場合は当該勤務先の名称、所在地及び事業の概要等が記載されているか。

c～e (略)

ロ～ホ (略)

③～⑤ (略)

(3) (略)

イ. 割当予定先の概要

第二号様式記載上の注意(23-3) a 「割当予定先の概要」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。

a (略)

b. 同(23-3) a (a)に規定する個人の職業について、勤務先がある場合は当該勤務先の名称、所在地及び事業の概要等が記載されているか。

c～e (略)

ロ～ホ (略)

③～⑤ (略)

(3) (略)